

沖縄県企業局工事検査要領

(趣旨)

第 1 条 この要領は、沖縄県企業局会計規程（昭和 47 年管理規程第 7 号。以下「会計規程」という。）第 117 条の規定に基づき沖縄県財務規則（昭和 47 年規則第 12 号。以下「財務規則」）第 113 条及び第 114 条に定める沖縄県企業局の執行する工事の検査に関し、必要な事項を定めるものとする。

(用語の定義)

第 2 条 この要領において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 検査員 総務企画課長又は出先機関の長から検査を命ぜられた者
- (2) 監督員 工事を所掌する課長又は出先機関の長から監督を命ぜられた者
- (3) 受注者 会計規程第 117 条に基づき、財務規則第 106 条及び沖縄県企業局工事請負契約約款（昭和 50 年企業局管理規程第 2 号）に定める建設工事請負契約約款（平成 9 年告示第 317 号。以下「契約約款」という。）の規定により、工事の請負契約を締結した者

(検査の種類)

第 3 条 検査の種類は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 完成検査 工事の完成を確認するための検査
- (2) 一部完成検査 設計図書において工事の完成に先だって引渡し受けるべきことを指定した部分（以下「指定部分」という）がある場合において、当該部分を確認するための検査
- (3) 既済部分検査 工事の完成前に代価の一部を支払う必要がある場合において、工事の既済部分を確認するための検査
- (4) 中間検査 工事の施工の途中において、必要と認めて指定する部分の検査
- (5) かし検査 契約約款第 45 条に規定するかし担保に基づき、修補の工事を行った場合、その修補が的確に行われていることを確認するための検査

(検査の命令及び任命基準)

第 4 条 総務企画課長は、所属の検査担当職員に対し、工事の検査を命じるものとする

2 前項の規定にかかわらず、沖縄県企業局事務決裁規程（平成 10 年企業局管理規程第 3 号）第 7 条の規定により出先機関で執行する工事のうち別に定める工事の検査については、出先機関の長が所属の職員に命じるものとする。また、かし検査は、工事目的物の引き渡しを受けた出先機関の長が所属の職員に命じるものとする。

3 検査員の任命は主任技師級又はその上位の職を基準とする。

4 総務企画課長は、所属の検査担当職員に検査を命じることができない理由がある場合は、他課又は出先機関の職員に検査を命じることができる。

(検査の立会)

第 5 条 検査員が検査を行う場合は、「契約約款」第 31 条により、当該工事の受注者は立

ち会わなければならない。また財務規則第113条により監督員は立ち会うものとする。

(検査資料の提出)

第6条 検査員は、工事の検査に必要な事項について、監督員又は受注者に対して、当該工事に関する書類及び物件の提示、若しくは提出、又は工事に関する説明を求めることができる。

(検査の方法)

第7条 検査員は、工事請負契約書及び設計図書その他関係書類に基づいて、厳正かつ公正に実地検査を行わなければならない。

- 2 検査員は、実地について明視することができない地下又は水中等で外部から検査することが困難な部分については、当該部分の施工中の写真その他の資料により検査を行うことができる。
- 3 検査員は、必要があるときは、その理由を受注者に通知して、工事の目的物を破壊若しくは分解又は試験(掘削及び工事材料の抜き取りを含む)して検査を行うものとする。
- 4 検査を行うにあたって必要な技術的基準は、別に定める。

(検査結果の報告)

第8条 検査員は、検査を実施したときは、遅滞なく当該検査結果について、「工事検査復命書」(様式第1号)を作成し、総務企画課長又は出先機関の長に復命しなければならない

- 2 検査員は、財務規則第113条第6項の規定により検査調書を作成し、完成検査の場合は、「完成検査工事費内訳書」(様式第2号)を、一部完成検査の場合は、工事出来高調書、「一部完成検査工事費内訳書」(様式第3号)を、既済部分検査の場合は、工事出来高調書、「既済部分検査工事費内訳書」(様式第4号)を添付して、総務企画課長又は出先機関の長に提出しなければならない。

(工事成績評定)

第9条 検査員及び監督員は、検査を実施した場合、別に定める「沖縄県企業局工事成績評定要領」により工事成績を評定する。

(工事検査合格通知書)

第10条 検査員は、完成検査、一部完成検査及び既済部分検査の結果、完成及び出来高を確認したことを認めるときは、「工事検査合格通知書」(様式第5号)「一部完成検査合格通知書」(様式第6号)及び「既済部分検査確認通知書」(様式第7号)を作成し、総務企画課長又は出先機関の長に提出しなければならない。

- 2 総務企画課長又は出先機関の長は、契約約款第31条第2項の規定に基づき、工事の受注者に対し、完成検査にあつては「工事検査合格通知書」(様式第5号)、一部完成検査にあつては「一部完成検査合格通知書」(様式第6号)または、既済部分検査にあつては「既済部分検査確認通知書」(様式第7号)を交付する。
- 3 出先機関の長は、検査員が かし検査により修補が的確に行われたことを確認した場合は「修補適合確認通知書」(様式第11号)を交付する。

(工事の手直し)

- 第 11 条** 検査員は、検査の結果、工事の手直しをする必要があると認めるときは、監督員に対し、「修補通知書」(様式第 8 号)により通知する。
- 2 監督員は、前項の通知を受けたときは、直ちに当該工事の受注者に対し、「修補命令書」(様式第 9 号)により工事の手直しを命じなければならない。
- 3 受注者は、前項により手直し指示があった場合は、すみやかに手直し工事を施工しなければならない。
- 4 受注者は、手直し工事が完了したときは、「修補完了報告書」(様式第 10 号)を監督員に提出しなければならない。

(再検査)

- 第 12 条** 検査員は、前項第 2 項に規定する工事の手直しについて、受注者から監督員を経由して「修補完了報告書」(様式第 10 号)が提出されたときは、これを受理し、再検査を行うものとする。

(補足)

- 第 13 条** この要領の実施に関し、必要な事項(運用方針等)は、別に定める。

附 則

この要領は、平成 2 年 4 月 1 日から適用する。

附 則

この要領は、平成 1 3 年 4 月 1 日から適用する。

附 則

この要領は、平成 1 7 年 4 月 1 日から適用する。

附 則

この要領は、平成 2 4 年 3 月 1 日から適用する。

附 則

この要領は、平成 2 7 年 1 1 月 1 日から適用する。